Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-25

現代産業社会の「調整」様式にもとづく環境管理モデル分析

山田，修嗣
石川，雅紀
藤井，美文

(Citation)
国民経済雑誌,196(3):1-16

(Issue Date)
2007-09

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/00056176

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/00056176

KOBE UNIVERSITY

現代産業社会の「調整」様式にもとづく環境管理モデル分析

山　田　修　嗣
石　川　雅　紀
藤　井　美　文

本論は，ドイツやオランダを中心に議論されている「エコロジカル・モダナイゼーション」論を下敷きとし，日本社会が環境保全型に転換していくための諸条件について，とくに環境目標の設定と調整に着目して検討する。社会的イノベーションには政治・経済・市民という各セクターが条件の諸調整（政治的調整）を行い，「調整された社会」を形成することが重要となる。ただし，技術的解決への過大な信頼，規制への懐疑，市民社会の成立の不備，高い目標設定の困難さなどの歴史依存的な問題があり，社会の文脈をふまえたエコロジカル・モダナイゼーション論の適用が一定の可能性を提供する。その際，環境目標を高く設定し，そのパフォーマンスを維持し，各セクターが適切に連携を組む「社会的調整様式」が確立されなければならない。政治的な「調整」の重要性について指摘しつつ，それをふまえた環境管理モデルの分類と分析を試みる。

キーワード　エコロジカル・モダナイゼーション，社会的調整様式，
調整された社会

1　本稿の課題

日本社会が環境保全型社会の構築を進めるにあたり，どのような社会システムを形成すればよいか。どのような制度的進展が図られなければならないのか。本稿は，これらの問いにたいして産業社会の今後の展開を想定しつつ，「エコロジカル・モダナイゼーション（Ecological Modernization）」（Spaargaren & Mol, 1992）論を土台に検討する。ヨーロッパを中心に新自由主義（Neo Liberalism）やグローバル化の論理の代替案として提示されている同論は，一方で産業社会のモデルでもあり，もう一方ではEU統合後，その市場規模を背景に国際的な影響力を持ちはじめているEU政策の背景的な役割を果たしている論理でもある（藤井他，2006）。

エコロジカル・モダナイゼーション論を検討の基礎に用いるのは，環境問題をめぐる新自由主義的解釈を克服するためである。それはたとえば，情報通信網の展開が資源の消費を減

らすといった，高度情報社会型の「環境改善」の可能性を主張するもの，修正的な資本主義や外部不経済の市場への内部化の議論展開であり，それが効果的に環境保全型システムを形成するという。しかし，新自由主義的な社会では経済的合理性を追求するあまり，産業発展が優先され市民の環境への要望が社会に反映されない傾向が見られたり，価格の安い天然資源が競争力の高い地域に買い集められたり，安価な労働市場を求めて企業が他国へフライトしたりするなど（神野，2002），環境の市場化がこれまでかえって数多くの環境問題を生み出す結果となっている。この点で，産業セクターの包摂をともなう環境保全型社会モデル形成のためには，産業社会の長期の変容にかかわるフレームワークが必要となる（藤井他，2006）。

さて，日本社会が環境保全型の産業社会構造に転換していくための諸条件について検討する場合，環境目標の設定と調整に着目した分析を必要とする。環境目標を設定するには，そのための社会的な合意の形成が要件となる。したがって，エコロジカル・モダナイゼーション論では，政治・経済・市民の各セクターが関係を取り結び，条件の諸調整（政治的調整）を行うことが要求される。その結果，「調整された社会（negotiated society）」が形成され，漸次的に社会変革（イノベーション）が展開されていくことになる。ただし，これが社会的なイノベーションの枢要だとすれば，社会的な調整方法においては，技術的解決への過大な信頼，規制への懐疑，市民社会の成立の不備，高い目標設定の困難さなどの歴史依存的な問題があり，地理的にも時代的にも一様なイノベーション展開を期待することは難しい。よって，当該の社会の文脈をふまえ，環境目標を高次に設定して環境パフォーマンスを高く保ったまま，各セクターが適切に連携を組むことができるような「社会的調整様式」が確立されなければならない。

以上の論点をふまえ，第1に，現実に日本の環境制約下での産業社会構造を考えるためにエコロジカル・モダナイゼーション論を検討し，今後の社会（再）形成に反映させる条件を整理する。第2に，環境保全型社会形成における社会的アクターの役割と，社会的調整の重要性について議論する。とくに，欧州市民社会論の市民の位置づけ，オランダの推進する低炭素・脱温暖化プロジェクトにおける議論スタイルと科学の役割，日本の家電製品に見られる「トップランナー方式（規制）」の欧州における評価から示唆を得て検討する。第3に，日本の公害経験から現在に至る環境情報のコミュニケーション・プロセスをもとに，日本社会の相対的な環境管理の弱さを指摘し，エコロジカル・モダナイゼーションによって構築される政治的に調整された環境保全型社会の展望について類型的なモデルをもとに議論する。

2　エコロジカル・モダナイゼーション論の歴史と展開

市場競争のルールを重視した新自由主義とグローバル化の論理とは別に，近年，社会の諸

機能から遊離せず，市場をベースとしつつも調整されたルールによってエコロジー的な近代化（Ecological Modernization）を目指す志向が，とくに北部ヨーロッパ諸国で一定の影響力を持ちつつある。これは，当該社会の工業化（産業化）プロセスを持続可能な方向に近づける主要な変化に言及し，主に1980年代後半以降，ネオ・マルクス主義の代案として，また，脱産業化論，新自由主義を克服するものとしてその登場を見た（Mol, 1995; Koppen & Mol, 2002）。したがって，現代の資本主義社会における環境管理の論理として，きわめて現実的な選択肢を提供しようとする。また，新自由主義的な市場楽観論や技術・経済中心主義にもある程度の制限を加えるといった性格をもつ。

現代社会の環境管理には，市場経済や自由主義的な傾向をふまえ，必然的にこの政治経済的な土台を基礎としながら環境問題の解決を目指す必要がある。そこで，エコロジカル・モダナイゼーション論は「政治的（political）」，「経済的（economic）」，「社会的（societal）」という3つの社会的領域（アクター）を想定し，この3者が制度的に関係を結ぶモデルを導出する。ただし，実際の社会においては，これらは場当たり的に関係が取り結ばれたり，切り離されたりする。たとえば，日本の公害経験にみられる政治的アクターと経済的アクター（発生源企業）の癒着や，消費者を無視した生産などである。よって，同論は，政策的な介入によって社会を「調整（integrate）」することを想定するのが特徴である（Mol, 1995; Jänicke, 2004＝2005）。

さて，脱工業化社会論によれば，社会が物的生産物の生産段階から脱却し，知的生産物によって成り立つようになる変化が主張される（Bell, 1975）。そして，情報・サービスのやりとりはより複雑な消費の仕組みを生み出すため，情報社会や消費社会の成立が想定される。この移行は，モノの社会から情報・サービスの社会への変化，そして，生産システムから消費システム中心の社会への変化として理解されてきた。市場による調整をますます重んじる傾向と，消費者・市民を部分的に重視する根拠にもなっているといえよう。

しかし，環境問題に直面する現代社会では資源・環境の制約がかかるため，消費ばかりでなく再び生産の重要性が増す。つまり，物質・環境の過不足が生産システムに与える影響（資源環境制約）は大きくなり[1)]，生産システムのグローバル化によって生産システムの普遍化と特殊化という二つの現象が起きている[2)]（藤井他，2006）。ここから，資源・環境問題には生産の主体である経済（産業）的領域を巻き込んだ議論を展開する必要があり，さらにはシステムの普遍化・差異化を調整する政治的領域，市民的領域のそれぞれが相互に関連しながら，その問題を解決しなければならない状況となっている。

このような社会制度的な問題解決に立ち入る同論は，政府の主導する脱温暖化・低炭素社会の実現に向けた取り組み（Hisschemöller and Mol, 2002），規制にもとづく環境パフォーマンスの効果的な改善の主張（Jänicke, 2005），途上国における開発援助（Mol and Sonnenfeld,

2000）や能力開発の議論（Weidner, 2002）などに適用されてきた。

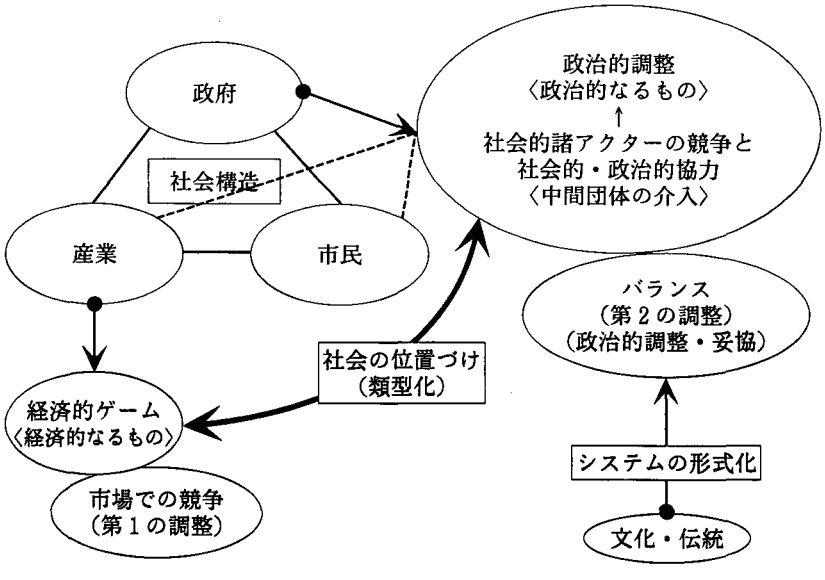
3　エコロジカル・モダナイゼーション論のモデル検討

3.1　政治的調整の提唱

エコロジカル・モダナイゼーション論における社会制度的な変革モデルは，レギュラシオン・アプローチ（Régulation Approach）の「調整」概念や政治的秩序の重視と理論的な親和性がある。Lipietz（2002）は，「レギュラシオン」を社会諸関係の「調整」と理解する[3)]。レギュラシオン・アプローチの初期段階（第1世代）では，調整される社会関係（アクター）が所与の「社会構造」によって規定される調整の様式にもとづき，調整ないしは再生産される社会モデルが共通項である（藤井他，2006）。ただし，社会構造の安定性と，それによるアクターの定性化という社会的特性を強調すると，構造変化の分析が不十分となる。そこで，「既存の構造によって，言い換えれば過去の行為がどのように蓄積されたかによって変化しうる。構造は変化しうる」と解決する方法が提案された（原田，2005：51）。ここに，構造と構造化の理解によるレギュラシオン・アプローチの第2世代への発展をみることができる。

Théret（1992＝2001）が言及する「社会的レギュラシオン」概念は，「経済的秩序と政治的秩序との非機能的な相互依存作用が，長期にわたって，そしてある範囲において安定的であるとの考えに基づいたのもの」を意味し，経済的秩序を意味する「経済的なるもの」と政治的秩序を意味する「政治的なるもの」を導入して，社会的なコンフリクトの調整（安定）

図1　現代の産業社会のシステム



を分析しようと試みる（同：194)。これにならえば，図1に示される二段階の調整による社会モデルを析出することができる。産業社会は，経済的なゲームにおける均衡状態の出現に加え，文化や伝統など歴史的蓄積により形式化される政治的な交渉や妥協の産物としての均衡状態の出現を想定することがよりいっそう重要となる。そして，この第2の調整が，社会における新たな「構造化」や「方向づけ」の役割をはたすことになる。実際の社会は，この2つの調整の間に位置づけられることになる（藤井他，2006)。

こうしたレギュラシオン・アプローチによる説明（政治的なるものによる均衡状態の仮定）は，直近の産業社会のイメージを，諸アクター間の総体的なコンフリクト調整の必要性(Amable, 2003＝2005)，政策や規制の必要性，市民社会論や市民的決定の論理の重要性に結びつくことを示唆している。

3.2　政治的調整モデルの導入

エコロジカル・モダナイゼーション論における「調整」では，環境条件の社会的な失調を回復させる手段が含まれる。したがって，社会的アクターが調整の場を設けられるか，産業社会の方向性にたいする意志決定を誰がどのようにおこなうかによって環境政策の成否が左右され，「調整」にはアクターの市民的機能の役割が論点となる。そこで，市民の意見が採用されるチャネルがあるか（「調整の場」の課題)，市民による社会のコントロールが可能で，市民（消費者）が調整の場で「ものを言う」ことができるか（市民イニシアティブの課題）が主要な社会的課題となると考えられる。

経済的ゲームである市場での競争による調整は，短期的な経済的成功につながる可能性はあっても，長期的な環境への配慮は低くおさえられる。したがって，市場の政治的調整が不可欠となる。そのとき，調整手段の構築，目標の調整，調整作業の管理，科学の役割の再確認，調整の方向づけが，討論や議論にもとづく意志決定を根拠とする政治的な調整で定められる必要がある。

政治的調整の経験を語る場合，まず日本の1970年代の規制的措置について再検討を行い，公害の一定の克服を可能とした社会的要素を再抽出する意味は大きい。藤井（2002）によれば，公害時代の日本の対応は，規制と技術的接近で汚染物質の事後的な浄化に成功したという。しかしその後，技術信奉や規制への依存を招いて社会が硬直化し，1980年代後半に深刻化する地球環境問題にたいしては，さほど重要な成果をあげることができていないというのが課題である。つまり，「成功ゆえの硬直的な制度」問題が残り，「経済的，社会的環境条件の変化に対応できない規制的措置の継続」や「技術に特化した解決方法がもたらす費用の上昇」など，制度設計における「対応能力の低さ」を批判する（同：101)。あわせて，「直接参加型の意志決定システムやNPO，グリーンコンシューマーといったアクターの出現の機

会を妨げ」た点をも指摘する（同：103)。

ここに見られる公害への事後的対応の課題は，社会的・経済的条件にあわせた適切な規制措置の重要性を説くばかりでなく，むしろ，政策（規制）決定者と企業との相互行為や，もう一つの領域である市民的セクターとの関係づくりが不可欠であり，この部分の未整備が現代日本社会における環境問題への対応の遅れを作り出しているといえよう。したがって，あらたな環境規制を生み出す政治的調整と，そこから連鎖的に企業の技術開発競争が促進される仕組みにかんするモデルづくりが，環境保全型社会の要件と考えられる。

その際の比較対象は，EU の成立と拡大にともないますます重要性をもつに至った欧州型の政治展開である。「環境国家（Environmental State)」と環境ガバナンスについての指摘同様（Jänicke, 2004＝2005)，EU は京都議定書の採択に大きな役割を果たしたばかりか，先進的な脱炭素の規制を制定し，産業面にたいしては EMS (Environmental Management System), ISO14001, EPR (Extended Producers Responsibility) 型のリサイクル・システム，RoHS (Restriction of Hazardous Substances) 指令といった，「グローバルレベル」や「欧州レベル」，「国家レベル」（同：97）の規制の制度化をいち早く進めてきた。これらの規制，つまり政治的な介入手段は，「技術的基準からから対話と協働にもとづく部門ごとの戦略へと変化した」政策方針において，重要な意味を果たすと述べる（同：95)。これら EU の経験にならい，調整モデルの整理を試みる。

4　日本型エコロジカル・モダナイゼーションにむけた調整モデル

4.1　EU における調整の事例

EU における政治的調整の事例として以下に取り上げるものは，とくに，市民社会と科学者集団の社会的機能をもとに整理される。ここで重要な点は，アクターの社会的機能と相互連関の仕組みである。

(1)　COOL モデルの社会的合意形成

オランダの COOL (Climate OptiOns for the Long-term) プロジェクトにみられる調整モデルは，アクターの参加，討論，決定にかんする「デザイン」の重視が特徴である。アクター間の討論では，各主体の意図や実現可能性を調整することができるが，低次の目標で妥協されてしまい，環境面での成果が減退する事態への対応が難しい（van de Kerkhof, 2006)。そこで COOL プロジェクトは，政治的調整の場であるステークホルダー・ダイアログを通じて意見集約をおこなうが，発案者である政府と科学者集団が目標設定に大きな役割を果たしつつ（政治的イニシアティブ)，合意目標の提案，ダイアログのデザイン，論点の集約に携わり社会的合意を成立させていく（Hisschemöller & Mol, 2002)。これにより，明確な目標をともなう社会の変化をうながしている。

(2) スマート・レギュレーションによる調整

Jänicke に代表される「ガバナンス・モデル」では，政治的なイニシアティブが重視され，規制的手法の再検討がおこなわれる。規制的（政治的な介入）手段は，「技術的基準からから対話と協働にもとづく部門ごとの戦略へと変化した」政策方針において，重要な役割を果たすとされ，いわゆる「スマート・レギュレーション（規制）」の重要性を意味する（Jänicke, 2004＝2005)。しかし，市民の影響力は相対的に弱く，むしろ政治的イニシアティブで発動されるスマート・レギュレーションによって誘発される新しいゲームに市民は巻き込まれる。このような発想は，日本の「トップランナー方式」にたいする評価につながっている。[4)]

(3) 欧州型市民社会の調整

ドイツの Széll は，市民セクターの社会的危機にたいするバッファー機能を評価し，技術革新や（社会的）イノベーションの源泉に市民セクターをおく産業社会モデルを描く。相対的に強い市民セクターが「科学」との連携によって国家と経済の領域へ発言力を行使することを通じて，社会全体の変化がおこると考えている。[5)] オランダの Mol も，環境問題を含む社会の変化から，やはり市民的決定の論理が重要だと述べる。[6)] こうした，「(北部）欧州型の市民社会モデル」では，後に述べるように，市民の積極的発案（イニシアティブ）が志向され，それらの発案は政治的に調整されることを前提としている。

4.2 調整モデルにかんする日本社会へのインプリケーション

上の事例から，エコロジカル・モダナイゼーション論の分析を（産業）環境政策に活用する事案として，「調整」の仕組み（方法）にかんする理念的な分類が導出される。

これまでの筆者らの調査や専門家との意見交換にもとづけば，この分析軸には，

(a) 変化のイニシアティブの起源（政治的イニシアティブか市民イニシアティブか）

(b) 調整の場（＝アリーナ）（政治的調整か市場的調整か）

という 2 軸が設定可能と考えられる。

縦軸となる「変化のイニシアティブの起源」とは，環境政策がどの主体によって想起され，提案されるかという事情にもとづく。このうち「政治的イニシアティブ」とは，国際レベル，EU レベル，または政府や中央官庁（あるいは行政体）などの発案によって進められるプロジェクトや標準化作業を意味し，政策的なトップダウン構造を主要なイメージとするものである。他方の「市民イニシアティブ」とは，市民レベルからの想起・提案であり，コミュニティ・レベル，NGO レベル，市民活動レベルなどの市民の主体性が念頭におかれる。政策的なボトムアップと考えられよう。

もう 1 つの軸は「調整の場（アリーナ)」にかんする差異であり，これが横軸を構成する。

このうち「政治的調整」とは，政治・行政主体，経済主体（企業），市民・消費者といった社会的アクター（ステーク・ホルダー）が調整の場に参加し，調整の場（パブリック・アリーナ）においての議論，討論にもとづいて，産業社会の方向づけの意志決定をおこなおうとする調整様式である。また，「市場的調整」とは，製品やサービスの提供主体である企業と，購入主体となる消費者が，マーケット・メカニズムにしたがって競争し統合されるゲーム的調整である。

この2軸を組み合わせると，①政治的イニシアティブによる政治的調整を前提とした政策立案，②政治的イニシアティブによる市場的調整を前提とした政策立案，③市民イニシアティブによる市場的調整を前提とした政策立案，④市民イニシアティブによる政治的調整を前提とした政策立案という4つのパターンが析出される。

図2に示されるように，筆者らのこれまでの調査資料から，パターン①にはオランダのCOOLモデルが，パターン②には日本のトップランナー方式が，パターン③にはごみじゃぱんモデル（後述）が，パターン④には欧州型市民社会モデルが，それぞれの代表的事例としてあてはめられる。

本分類における示唆は，まずオランダのCOOLプロジェクト・モデル（パターン①）にみられる。この方法の特徴は，ターゲットの設定やダイアログのマネジメントに政府と科学者集団が大きく関与し，ステークホルダー・ダイアログにおいて目標を決定（合意）しようとする志向性である。結果的に，産業界や市民の影響力は相対的に弱く，決定にかんする方向付けはきわめて政治的・政策的に進められるものの，最終決定案の実現可能性や脱温暖化目標にかんする調整点の高さ（妥協を通じて安易に目標を下げないこと）については高い評価が与えられる（図3）。

つづいて，改正省エネルギー法において採用された「トップランナー方式」[7]に代表される効率規制手法（パターン②）は，製品の効率を指標として規制する。政治的イニシアティブで合意形成される点では規制的手法の一種であるが，規制を受ける産業側のとりうる手段の幅が広い点で市場的手法と類似する。価格や数量を直接規制するのでなく，効率を規制する点が環境税や排出権取引とは異なる。製品の効率を規制する場合には，特定の技術開発を強

図2　社会的調整モデルの分類

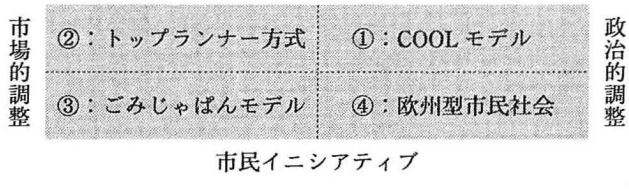
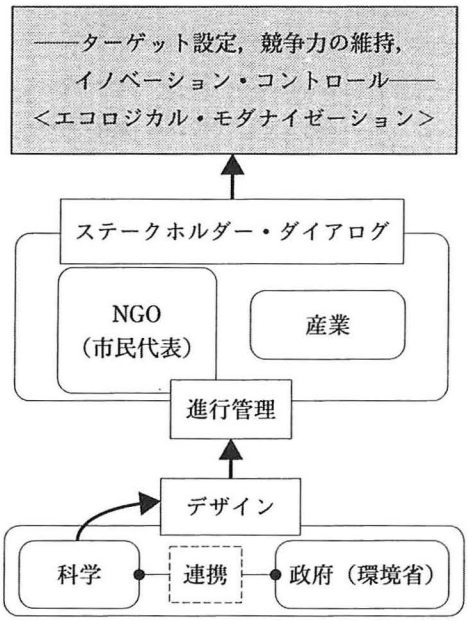


図3　COOLモデルの調整様式



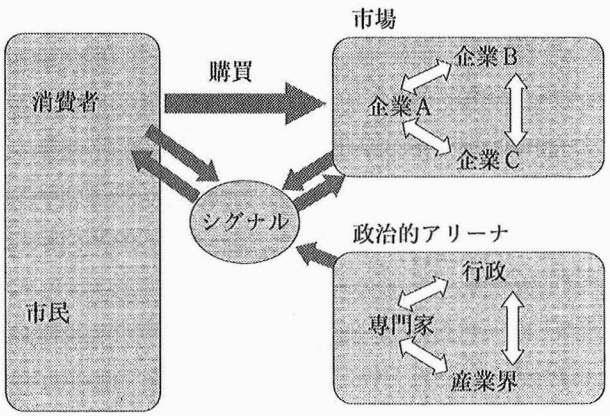
出所：Hisschemöller and Mol（2002）をもとに筆者作成

いられるための出費であるから，技術開発の成果は社内に蓄積される。この点が，効率規制が産業界から相対的には受け入れられやすい理由と考えられる。効率規制のもう一つの特徴として，市場にたいするシグナリング・メカニズムがある[8)]。製品の効率を指標とした規制であるから，製品の効率情報を消費者に提供し市場メカニズムを通じて企業間でより効率が高い製品を開発する競争を刺激するのは自然な帰結である。

日本のトップランナー規制では，効率において最高レベルの製品の効率を基準として，一定の期間内に個別製品もしくは企業毎の製品効率の加重平均が規制値を上回ることが求められる。日本の実績では，製品によっては，激しい省エネルギー技術の開発競争が起こり，目標年次より前に目標効率が達成され，さらに高い目標が設定されている。技術開発競争が起こる条件は明確ではないが，少なくとも効率規制手法で技術開発を刺激することができる可能性があることは確かであろう。

産業界から見て相対的に受け入れやすいとはいえ，自由競争市場下では優先順位が低い技術開発を強いられるのであるから，何らかの圧力がない限り産業界が自主的に採用することはない。日本のトップランナー規制の場合には，京都会議の直前で産業界及び監督官庁の経済産業省としても何らかの目に見える政策を打ち出す必要があったことがトップランナー規制の導入に当たって重要な要因であった。この意味で効率規制手法においては政治的イニシアティブの重要性は大きい（図4）。

図4　トップランナー方式の調整様式



このような展開を再検討するとき，Jänkcke の言う「スマート・レギュレーション」の意味も理解されよう。とりわけ，経済的な市場による調整のみではなく，政治的な調整（negotiation）の重要性がわかる。その際，政治セクターは，産業界や市民を規制によって縛り付けるのではなく，「スマート」な方法によってさらなる向上をうながす調整の役割を担い，環境保全のための先鞭をつけている。

パターン③に分類される市民による市場的手法では，政治的アリーナでの合意形成は必須ではなく，ほとんどの場合，主役は消費者団体，環境保護団体などの NPO/NGO となる。ラベルやマークの場合には公共セクターの役割もあるが，政治的アリーナの役割は小さく，技術的な標準や基準に関する合意形成に中心がある。手法の核は，企業や製品を差別化し消費者に情報提供することによって市場での選択にバイアスをかけ，市場における集合的意志決定への影響を通じて対象企業や組織の行動に影響を与えようとする事である。政治的アリーナでの集合的意志決定を必要としないだけ実施しやすいが，一方でその効果は保証されないし，公的支援も期待できない。

このような問題にたいする一つの解決策として，「ごみじゃぱん」の事例がある。ごみの発生抑制を目指して試行している NPO 法人ごみじゃぱん（Gomi-jp：代表・石川雅紀）が，現在市場で販売されている商品の中から，同じ商品カテゴリーの中で相対的に容器包装が簡易なものを推奨し，神戸市において17,000人規模の消費者を対象とした社会実験としてのキャンペーンを行った。特徴は商品候補の選定を学生が行い，基準をそろえ推奨商品を NPO が決定したこと，様々なメディアを利用してキャンペーンを徹底的に行ったこと，販売量，消費者意識の変化について，徹底的な調査を行ったことである。これにより，情報コミュニケーション手法，消費者意識の変化と行動変化の詳細情報が得られた。結果として，8割の消費者が，キャンペーンが行われていたことを認知し，6割がごみ削減のキャンペーンであ

ることを理解していた。全体の6割，情報内容を理解した消費者の3/4が推奨商品を購入しており，情報コミュニケーションによる消費者の行動変容が可能であることが示された。

容器包装の簡易化は企業側にとっても費用削減効果があり，ごみ削減と両立する可能性がある。現在よりも容器包装が簡易な商品の開発の障害は，企業側が考える消費者の選好である。一方で，消費者は商品購入時にはごみ問題を意識しておらず，十分な情報が与えられた中で合理的行動をしているとは言えない。より容器包装が簡易な商品を選択すればごみの発生抑制につながる点を商品選択時の消費者に伝えることによって，消費者は行動を変える可能性があることが消費者にたいする意識調査で示されている（簡易包装普及のためのシステム検討委員会平成15年度報告書)。このことを企業が確信すれば，容器包装の簡易化が大幅に進むことが考えられる。この場合，消費者にたいする情報コミュニケーションによってパレート的改善が実現することになる。パレート改善の余地があるのであるから，理論上は公的関与がなくとも自律的に成立する可能性があることになる。

試みは始まったばかりであり，簡易包装という個別性にも依存している部分があるが，他にも情報コミュニケーション手法で解決できる問題もあると考えられる。(図5）

パターン④の欧州型市民社会モデルにかんしては，市民セクターの重要性に注目してその危機にたいするバッファーの機能を評価し，技術革新（イノベーション）の源泉ともなるエコロジカル・モダナイゼーションの産業社会モデルがあてはまる。図6のように，レギュラシオン・アプローチ同様，「国家」，「資本経済（市場)」，「市民社会」をアクターにおくが，市民セクターが科学との連合によって国家と資本経済の領域へ大きな発言力を行使することを通じて，社会全体の変化が達成されるとする。環境問題を含む社会の変化を理論的に考察し，やはり市民社会論や市民的決定の論理が統合されると述べる点が興味深い。

以上4点のモデル化から，エコロジカル・モダナイゼーション論には，市場のみに調整の

図5　市民による市場的調整の様式

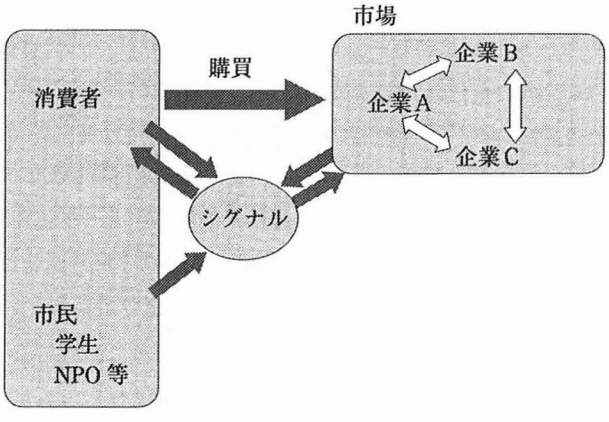
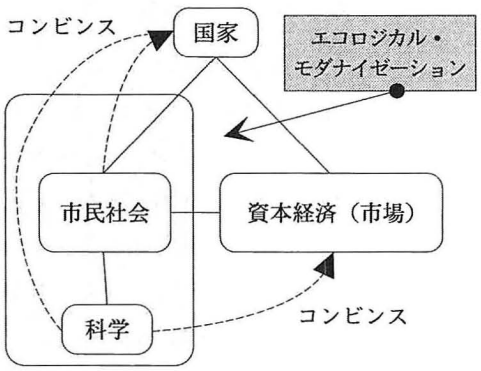


図6　欧州型市民社会の調整モデル



可能性を期待しない点で，新自由主義とのあきらかな異同がある。また，社会的アクターの諸関係の再調整（社会の変革）から環境改善を志向する点で，レギュラシオン第2世代との親和性がみられる。

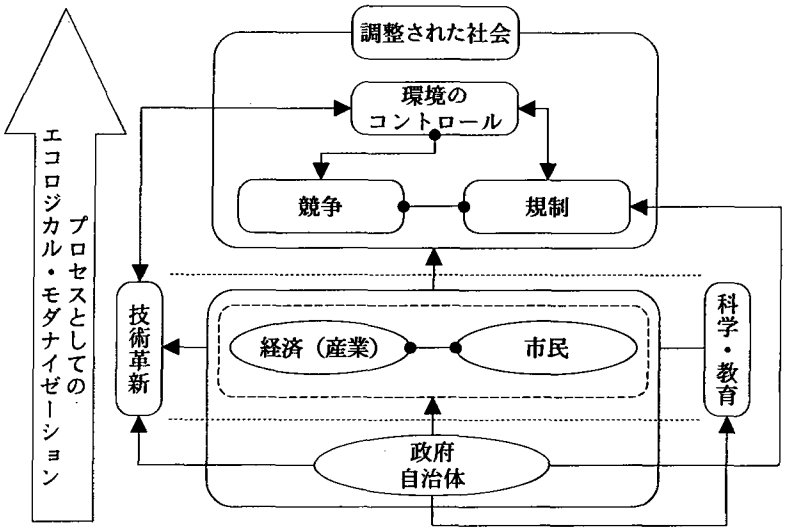
新自由主義は市場への傾斜が大きく，近視眼的な利益確保に向かいやすいのが弊害であり，「社会」への共通認識を欠くために公共財の供給にも問題が生じやすい[9)]。したがって，市場に節度をもたらすような調整機能が設定されなければならない。その際，エコロジカル・モダナイゼーション論は，自由な市場の存在は確認しつつも「国家」,「資本経済（市場）」,「市民社会」の諸関係，とくにこれら3者の（影響力の）「バランス」の再定義を試みるため，その課題に応えることができる。同論は，政治経済学的視点を導入することで，文化的条件に基づいた社会比較の論点や，総合的な社会科学構築から持続可能性を論じられるという評価が与えられる。

4.3　エコロジカル・モダナイゼーションにおける政治的調整

以上のように，エコロジカル・モダナイゼーション論においては，「調整」をキーワードに社会の分析と政策立案への示唆が可能となった。

調整する内容は，大きくは社会的イノベーションの目標であり，その社会的環境条件や技術選択なども含まれる。市場の調整（経済的ゲームのルール）にたいしては，競争と競争ための制度（準備）に節度が与えられることになり，生産と消費の仕組みもその節度の影響を受けることになる。また，社会的な合意形成を目指す制度設計についての議論も包摂しており，参加や意志決定のための制度的なチャネル（経路），参加や意志決定につながる議論や討論（ダイアログ）のデザインといった項目も，あわせて調整される必要がある。したがって，主要な調整は意志決定の仕組みをいかに成立させられるかであり，これをどこで・どのようにおこなうかが主要な論点となってくる。この点で，「調整」とは negotiation であり，

図7　日本型エコロジカル・モダナイゼーションの展開



また，「調整」を経て実現する社会は negotiated society ということになる。

日本型のエコロジカル・モダナイゼーションを達成するには，すでにふれたように主要な3アクター（政治的，経済的，市民的）の役割に着目し，そのあらたな機能と連携において社会的な調整を試みることが必要となる（社会的調整様式の確立）。この関係を図示すると，図7のようになる。政策主体が科学領域との協力により政策目標を設定し，経済セクターと市民セクターとの調整においてターゲットが定められる。政策面では規制を，産業は技術を，市民は需要を通じて環境のコントロールを志向し，環境目標やその成果が調整された社会が構築されていく。したがってエコロジカル・モダナイゼーションは，この不断のプロセスを意味することになるだろう。

5　要約と結語

ヨーロッパにおける環境危機の認識の高まりは，エコロジカル・モダナイゼーション論成立の土壌であり，同論は日本でも環境保全型社会を志向する産業論として重要性を増している。それは市場における調整（新自由主義）に加えて，政治的調整の重要性が求められるが，アクターが有する社会的影響力も同様に認識されるようになった。また，環境管理を駆動する技術革新においても，政治的調整の作用に大きな期待が寄せられるようになった。

日本が今後，環境対策を前提として社会（再）構築を進めるならば，環境目標を定めるための意志決定を可能にする政治的調整が重要である。とはいえ日本の現状は，歴史的条件からもいえるように，環境を市民的に管理する条件がいまだ未成熟である社会といえる。そこ

で，市場のゲームにもとづく経済的な領域と，社会的な調整や妥協に立脚する政治的な領域との間にある着地点に，政治的調整によって落ち着かせる必要がある。日本社会がこのバランスを獲得するには市民社会のさらなる発展が条件の一つではあるが，その前に，科学領域の支援する目標設定とその受け入れを可能にする「調整の方法」がよりいっそう重要となるはずである。この点で，政治的調整をいかに遂行するかというエコロジカル・モダナイゼーション論の指摘は，日本社会においても有効となる。

日本の環境保全型社会モデルは，第1に社会的調整によって「調整された目標」を手に入れる必要があり，第2にこの目標に接近するための手段をステークホルダーの協働により構築しなければならず，第3はそのために政治セクターが科学領域との協力にしたがいスマートな政策を提示することが要件となるだろう。

注

本研究は，地球環境研究推進費（S-3-1）の支援を受けている。ここに記して謝意を表する。

1) 情報・サービスが，生産と消費の両システムに与える影響が大きくなる一方で，物質が両システムに与える影響力は依然として大きい。とくに生産システムにとっては物質への依存は大きく，現在でも，原油などの資源では希少価値をめぐる覇権争いが生産システムに与える影響力はとくに大きいといえる。

2) 普遍化の動きは，生産設備・生産技術等の国際的な移転により，世界の生産システムが普遍化することである。その一方で，生産システムの特殊化も同時に進行している。各国に移転された生産方法や技術がその国々の事情や文化的背景によって受容され，特殊化されたかたちで進展していくことである。このように，生産システムのグローバル化は，世界的な普遍化をもたらす一方，それと同時に特殊化の方向性も示すことになる。また，消費システムにおいても同様な現象が生まれていることに注意が必要である。

3) リピエッツ（2002）によれば，レギュラシオンの展開に「論」というまとめを付すのは好ましくないという記述があり，これ以上の一般化はふさわしくないかもしれない。本稿でもレギュラシオン論ではなく，レギュラシオン・アプローチという表現を用いる（同：22）。

4) トップランナー方式は，政治的調整は部分的におこなわれたものの（省庁と産業間の調整のみ），その成立に市民のイニシアティブはほとんど関係していない。調整後は，企業間の技術開発競争を誘発する点に特徴がある。

5) 筆者らによる Prof. Dr. György Széll（Osnabrück University, Germany）へのインタビュー（2006年3月27日実施）より。

6) 筆者らによる Prof. Dr. Arthur P.J. Mol（Wageningen University, Netherlands）へのインタビュー（2006年3月20日実施）より。

7)「家電製品や自動車等，エネルギー多消費型の製品について，一定期間内に最もエネルギー効率の良い機種（車種）を上回る水準にその性能を向上させることを求め，達成できない場合には社名の公表や罰金等の罰則を課すもの。例えば，乗用車については重量別に9段階に分類し，2010年までにそれぞれの区分で達成すべき燃費基準を規定」するもの。「京都会議開催によって

市民にさらに醸成されつつあった環境危機意識が，製品にたいする価値基準を変えることになったタイミングとも重なっている」(http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku/h13/html/13331300.htm を参照)。

8) たとえば，環境製品の広告や環境情報の流通が，一定の消費者層に意味ある情報として受け取られるようになった変化である。

9) 前出注 5)のインタビューより。

参 考 文 献

Amable, Bruno, 2003, *The Diversity of Modern Capitalism,* Oxford University Press. 山田・原田・木村・江口・藤田・横田・水野訳，2005，『五つの資本主義――グローバリズム時代における社会経済システムの多様性――』藤原書店.

Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne,* Suhrkamp Verlag. 東廉・伊藤美登里訳，1998，『危険社会――新しい近代への道』法政大学出版局.

――――, 2002, *Das Schweigen der Worter: Uber Terro und Krieg,* Suhrkamp Verlag. 島村賢一訳，2003，『世界リスク社会論――テロ，戦争，自然破壊』平凡社.

Bell, Daniel, 1973, *The Coming of Post-Industrial Society,* Basic Book Inc. 内田忠夫訳，1975，『脱工業社会の到来』ダイヤモンド社

Boyer, Robert, 2005, "New Developments in "Régulation" Theory", 中原隆幸訳，2005，「レギュラシオン理論，90年代の総括と現在の展望」，経済理論学会編『経済研究』第42巻第 2 号，3-16，桜井書店.

Fujii, Yoshifumi, 2007, "Historical Dynamic Interactions between Regulatory Policy and Pipe-end Technology Development in Japan: Case Studies of Developing Air Pollution Control Technology", Terao and Otsuka ed., *Development of Environmental Policy in Japan and Asian Countries,* 48-68, IDE-JETRO.

Hirsch, Joachim, 1990, *Kapitalismus Ohne Alternative?,* VSA Verlag. 木原滋哉・中村健吾訳，1997，『資本主義にオルタナティブはないのか？――レギュラシオン理論と批判的社会理論――』ミネルヴァ書房.

Jänicke, Martin, 2004, "Governing Environmental Flows: The Need to Reinvent the Nation State", 吉田・佐々木・行方訳，2005，「環境フローのガバナンス――国民国家を再生する必要――」，『経済学研究』(北海道大学) 第54巻第 4 号，93-107.

Lipietz, Alain, 2002, *La Theorie Sociale de la Regulation.* 若森章孝監訳・若森文子訳，2002，『レギュラシオンの社会理論』青木書店.

Mol, Arthur P. J. and David A. Sonnenfeld ed., 2000, *Ecological Modernisation Around the World: Perspectives and Critical Debates,* Frank Cass.

Spaargaren, Gert and Arthur P. J. Mol, 1992, "Sociology, Environment, and Modernity: Ecological Modernization as a Theory of Social Change", *Sociology and Natural Resources,* Volume 5, 323-344.

Théret, Bruno, 1992, *Régimes Économiques De L' Ordre Politique-Esquisse D' Une Theorie Régulationniste Des Limites De L' Etat-,* Presses Universitaires de France. 神田・中原・宇仁・須田訳，2001，『租税国家のレギュラシオン――政治的秩序における経済体制――』世界書院.

Van de Kerkhof, Marleen, 2006, "Making a Difference: On the Constraints of Consensus Building and the Relevance of Deliberation in Stakeholder Dialogues", *Policy Sci*, 39, 279-299, Springer.

神野直彦，2002，『地域再生の経済学――豊かさを問い直す』中央公論新社.

経済産業省，2001，『通商白書2001』ぎょうせい.

坂口明義，2005，「レギュラシオン派の貨幣金融論――概念的成果とその課題」，経済理論学会編『経済理論』第42巻第2号，38-48，桜井書店.

中原隆幸，2005，「構造からレギュラシオンへ――レギュラシオン・アプローチの方法論的革新性とは何か」，経済理論学会編『経済研究』第42巻第2号，60-70，桜井書店.

長谷川公一，2003，『環境運動と新しい公共圏――環境社会学のパースペクティブ――』有斐閣.

原田裕治，2005，「制度理論としてのレギュラシオン理論――レギュラシオニスト第2世代の試み」，経済理論学会編『経済研究』第42巻第2号，49-59，桜井書店.

藤井美文，2002，「公害防止技術開発と産業組織――「日本の経験」にみる環境規制と産業技術のダイナミックプロセス――」，寺尾忠能・大塚健司編『「開発と環境」の政策過程とダイナミズム』，79-106，アジア経済研究所.

藤井美文・石川雅紀・山田修嗣・石井雅章，2006，『脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト，1．温暖化対策のための長期シナリオ研究，（2）産業構造変化要因に関する研究報告書』，国立環境研究所.

舩橋晴俊・宮内泰介編著，2003，『環境社会学』放送大学教育振興会.

みずほ情報総研，2006，「2050年の素材産業シナリオ――叙述的なストーリーライン――」，脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト内部報告資料.